

子育て家庭等の経済的負担軽減について

【担当省庁】内閣府、厚生労働省

子育て家庭の負担軽減のため、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化制度について、幼児の誰もが教育・保育を享受できるように、食材費に対する負担軽減策を一層拡充するとともに、全ての0～2歳児についての無償化を実現していただきたい。

また、全ての意思ある児童生徒が安心して教育を受けられるよう、就学援助制度、高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）等の拡充を図るなど十分な財政措置を講じていただきたい。

子どもの医療費助成については、ナショナルミニマムとして国において中学生までの子どもを対象に制度化するとともに、障害者等に対する地方単独の医療費助成制度についても、同様の観点から早期に制度化していただきたい。こどもの医療費助成を行った市町村に対する国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置については、令和6年度から廃止されたが、障害者等に対する医療費助成についても市町村の財政基盤の安定化を図るため、早急に全廃していただきたい。また、令和4年4月に子どもに係る国民健康保険料の均等割額について軽減措置が導入されたが、対象が未就学児に限定され、軽減割合も5割とされているため、子育て支援の観点から、その対象範囲の拡充と軽減割合引上げを実施していただきたい。

【現状・課題等】

■喫緊の課題である少子化・人口減少を克服するため、厳しい地方財政の下、全都道府県が、国に代わって子どもの医療費助成に取り組まざるを得ず、既に全市町村で単独事業として実施している。

▶ 全国の医療費助成実施状況（こども家庭庁生育局調べ R5. 4. 1 現在）

都道府県	子どもの医療費助成を実施している団体		全都道府県		
		小学校就学前を対象にしている団体		47	
	小学生以上の学年も対象にしている団体		20		
市町村	子どもの医療費助成を実施している団体		全市町村		
	小学校就学前を対象にしている団体	入院	1,741	(100.0)	
		通院	1,741	(100.0)	
	小学生まで対象にしている団体	入院	1,738	(99.8)	
		通院	1,701	(97.7)	
	中学生まで対象にしている団体	入院	1,710	(98.2)	
通院		1,654	(95.0)		

■減額調整措置は、子どもの医療費助成に加え、重度心身障害児(者)、ひとり親家庭等、社会的弱者など、地方自治体の意欲的・自発的な取組を阻害している。

■国民健康保険料＝所得割＋均等割(被保険者数×定額)＋平等割(世帯当たり定額)
均等割は、人数に応じて金額が増えるため、子どもが多い世帯ほど負担が大きい。

京 都 府 の担当課	健康福祉部 こども・子育て総合支援室(075-414-4591)
	医療保険政策課(075-414-4576)
	教育委員会 学校教育課(075-414-5831)
	高校教育課(075-414-5846)

【京都府の取組】

■第3子以降保育料無償化事業のうち副食費支援分 23 百万円

保育所、認定こども園に通う対象世帯への副食費補助事業を実施する市町村に対する支援

(実施主体：市町村、補助上限：月 4,700 円/人当たり、負担割合：府 1/4)

対象世帯	補 助 要 件
年齢による対象	18 歳未満の児童が 3 人以上いる世帯
所得による対象	市町村民税所得割課税額 169 千円（推定年収 640 万円）未満

※2号認定子どもについて、主食費と同様に副食費も原則保護者負担とされたことにより、これまで府の第3子以降保育料無償化事業によって保育料が無償とされていた世帯に新たに負担が生じることとなったため、令和元年度から副食費支援事業を開始

■京都府の子どもの医療費助成の状況 2,918 百万円

	京都府の取組	国の制度
対象年齢	中学校卒業まで	制度なし
自己負担 の上限額	(入院)200 円/月・医療機関 (通院)小学生まで：200 円/月・医療機関 中 学 生：月 1,500 円	

■府内市町村における減額調整措置の影響額（令和3年度）

区分	減額調整措置の 影響額（億円）	就学前分は改善されたものの、依然として影響は大きい
子どもの医療費助成	0.4	
ひとり親家庭の医療費助成	1.1	
障害児（者）の医療費助成	5.4	
高齢者の医療費助成	0.4	
計	7.3	

■高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）の実績（令和4年度：国公立及び私立）

人数	給付金額	うち国庫（1/3）	うち府単費
4,037 人	454,555 千円	151,518 千円	303,037 千円

(※公立分のみ)